

令和5年度 東北地方整備局管内 工事事故発生一覧（速報）

令和6年3月31日現在 企画部技術管理課

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
1	R5. 04. 05 (水)	15:15	ダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	CSGプラントの越冬解除後の整備中、セメント供給設備のダンパの動きが悪かったため、電源をオフにしダンパ点検窓に手を入れハンマーで叩き詰まりを解消しようとしたところ、エアシリンダが駆動し、右手がゲート部にはさまれ負傷。	・ダンパの詰まりを解消しようとダンパ内に手を入れハンマーで叩いたこと。
2	R5. 04. 12 (水)	13:40	河川工事	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	ラフタクレーンにて所定位置に荷降ろし後、旋回した際、フックに取り付けていた介錯ロープが近接してあるローリングタワーに引っ掛かり、それに気付かないまま旋回をした結果、ローリングタワーが転倒。転倒した先に背を向けていた作業員がおり、頭部へ接触する形となった。	・労働安全衛生法第29条第1項違反 ・労働安全衛生法第30条第1項第5号違反
3	R5. 04. 17 (月)	11:15	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	歩道清掃で発生した土砂及び落葉を2tダンブトラックに積込み、指定処分場に運搬中、当該車両の後部に積載したコンパネを固定していなかったため、飛散し、対向車線を走行していた第三者車両（大型トラック）に接触した。	・作業計画上、運搬作業における安全対策が不十分であったこと。 ・強風であるにも関わらず載せていたコンパネをしっかり固定していなかったこと。
4	R5. 04. 25 (火)	13:30	舗装工事	労働災害	交通災害	— (物損公衆以外)	横断管渠敷設のための掘削現場において、砕石敷均作業を行っていた作業員が規制内に入入した大型貨物車にはねられた。	・具体的な規制図や交通誘導員の配置の計画がないため、緊急時の具体的な退避方法等についての教育が不足したこと。 ・作業計画書で路肩規制に対する具体的な規制図を作成しておらず、予告看板等の配置の必要性に気づかなかったこと。 ・一般車両に対する交通監視員を配置していなかったこと。
5	R5. 04. 27 (木)	14:35	道路改良工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	場所打函渠の型枠支保工組立作業中に、被災者が支保工支柱に大引受ジャッキを挿入しようとして支柱とジャッキの間に指を挟んだ。	・繰り返しの単調作業により安全意識が低下していたこと。 ・新規入場者教育・作業手順確認時の教育が不十分であったこと。 ・大引受ジャッキの重さが片手で作業するには重すぎたこと。
6	R5. 05. 08 (月)	20:50	橋梁保全工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	橋梁の床版取壊し作業時に歩道内に埋設してある情報ケーブル管をハンドブレーカーにて損傷させた。	・埋設箇所付近での作業時機械の変更を指示していなかったこと。 ・埋設点検の不備。
7	R5. 05. 12 (金)	09:35	河川工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	現場内の仮排水のため、流末土側溝を掘削中にパイプライン（硬質塩化ビニル管φ350）を破損。	・管路付替え部分は試掘したが、既設管路部分の掘削範囲端部を試掘範囲に設定していなかったこと。
8	R5. 05. 12 (金)	15:25	道路改良工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	ヒューム管の接続作業中に被災者が管内に入り、管の接続部を目視しようとした際にスリングベルトが外れ、ベルトとヒューム管を吊っていた帯が外れ、帯と管壁の間に頭が挟まれた。	・労働安全衛生法第29条第1項違反 ・労働安全衛生法第20条及びクレーン則第78条違反
9	R5. 05. 16 (火)	14:00	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	河川巡視の一環として、揚水機場の確認のため、写真を撮ろうとして付近に係留していた「笹舟」に右足を乗せたところ、「笹舟」が動き出し、転倒した際に受傷したものの。	・管理技術者から河川巡視員に対して当該施設の具体的な巡視方法の安全に関する指導が不足していたこと。 ・転倒に対する危険性があるにも関わらず、笹舟に足を乗せて撮影をしようとしたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
10	R5. 05. 22 (月)	09:20	河川維持工事	物損公衆	飛来・落下	公共物損傷	ダムサイト遊歩道脇の支障木伐採(松1本)作業中において、伐採木が下部斜面を落下し、下部にある遊歩道の転落防止柵(2スパン)及びアルミフェンス(1スパン)を損傷させた。	・特殊な場所・状況における現地確認・検討が不十分だったこと。 ・すべり落とす計画のため、介錯ロープを使用しなかったこと。
11	R5. 05. 30 (火)	14:00	道路改良工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	BH(0.45m3)グラップル付きで伐採木を運搬中、ブームで送路上に横断(高さ約5m)していたケーブルを切断。	・のぼり旗による注意喚起のみで安全対策(簡易ゲート)が無かったこと。 ・架空線近接作業時、見張り人が配置されてなかったこと。
12	R5. 05. 30 (火)	16:40	舗装工事	物損公衆	飛来・落下	一般車両損傷	車線規制で用いていたクッションドラム(保安施設)を2tトラックで運搬中に自専道上に落下。落下したクッションドラムに通行車両が接触し、損傷したものを。	・トラック荷物の養生状況を確認しないで、現場から車を発進させてしまったこと。 ・落下防止対策の観点が不十分であったこと。
13	R5. 06. 05 (月)	08:30	河川工事	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	作業員が肩掛式草刈機で管理棟裏側を除草した際に、パークゴルフ場の管理棟浄化槽、ブロー配管曲部パイプを損傷した。	・作業手順書に構造物周辺の手鎌作業範囲の確認や手鎌担当の選任等について明確になっていなかったこと。 ・構造物周辺で手鎌が準備されていたが、肩掛式草刈機を使用したこと。
14	R5. 06. 04 (日)	14:00	その他	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	天井解体作業において、金属製の天井下地材を専用工具で切断する際、天井ボードの上を転がし配線されていた光ケーブルを損傷した。 ※転がし配線:電線を電線管等に入れずに這わすこと	・事前に既存配線等の有無を確認した上で解体作業を行うべきところ、事前調査が不十分のまま解体作業を行ったこと。
15	R5. 06. 14 (水)	14:00	道路附属物工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	防雪柵工事の基礎杭の検討として、事前調査ボーリングを実施していたところ、NTT及びNEXCOのケーブルに接触し、断線したものを。	・ボーリング調査位置を試掘範囲に設定していなかったこと。
16	R5. 06. 15 (木)	09:13	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	除草作業中に露出配管で設置された光ケーブルを損傷したものを。	・安全教育の不足等に起因して、除草作業にあたる作業員の意識が低下したこと。 ・施工計画書では、支障物や工事用地等の現地調査等の記述がなく、除草作業前に現地の露出配管の見落としがあったこと。
17	R5. 06. 20 (火)	11:30	電気通信工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	CCTV移設に伴う、電力引込柱の新設作業中、アースオーガ及び人力で床掘を行った際にNTT通信線を切断した。	・事前に埋設物立ち会いを行い、埋設なしの結果で大丈夫と思い込み、埋設物近くの作業を手掘りとする計画としなかったこと。
18	R5. 07. 03 (月)	09:00	その他	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	床スラブ下面に冷温水管の架台固定用アンカーボルトを打設した際、当該床スラブに埋設されていた照明用配線を損傷させた。	・完成図等により埋設配管等の有無を事前に確認すべきであったが、事前調査が不十分のままアンカー打設を行ったこと。 ・電源遮断装置付きの器具を使用していなかったこと。
19	R5. 07. 05 (水)	08:20	道路改良工事	労働災害	建設機械	工事車両損傷	民地乗り入れ工区間の排水構造物設置後、舗装復旧を施工するに当たり、敷き鉄板をバックホウ0.2m3で移動する際に巡回途中で、バックホウが倒れた。	・作業手順書に重機作業の注意事項クレーン用安全装置使用についての明記が不足。 ・鉄板重量(0.8t)に対してバックホウ0.2m3級の作業半径は2.5m以内であるが、それを超えて作業したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
20	R5. 07. 05 (水)	15:35	舗装工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	本線路床面に踏掛版の丁張りの木杭を打つ前段で、路床面が堅かったため鉄製のノミを打って穴を開けていたところ、ノミの頭部の鉄片(3mm程度)が飛び、太もみに刺さった。	・作業計画書の整備をしていなかったこと。 ・今回使用した鉄製のノミは電動ピック用の物であり、鉄製のハンマーで叩く用途で使用すべきではなかったこと。
21	R5. 07. 10 (月)	14:45	道路改良工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	施工箇所点検のため自動車で市道を走行中、一瞬、よそ見をしてしまい、市道に設置されている警戒標識(交差点有り)に接触し、標識を倒してしまった。	・いつも運転している道路である安心感から注意力が散漫となりわき見運転となったこと。
22	R5. 07. 13 (木)	13:35	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	歩道法面の草刈作業において、支障木があったためエンジンを切らず、法肩へ草刈り機を置いて片付け作業を行っていたところ、エンジンの振動で草刈り機が法尻側溝まで滑り落ち、刃先が上を向いた状態でクラッチレバーが側溝に接触したため、回転した状態となったところに草刈り機に背を向けた作業員が接触し、太ももの裏を切創。	・事前の現場確認時、除草作業に支障となる低木を見落としたこと。 ・後方の安全確認をせず、後退したこと。 ・除草作業を一時中断した際、エンジンを停止せず刈払機を法面に置いたこと。
23	R5. 07. 13 (木)	14:45	河川工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	小堤天端表土剥ぎ取りをバックホウ0.45m3で作業中、情報管路ハンドホール脇にあった礫質土を撤去しようとした際に、バケットが情報管路ボックス上蓋に接触し、上蓋を破損してしまっ	・安全教育等の不足や施工体制の不備等により構造物周辺の表土剥ぎ取り作業の単独作業を行ったこと。 ・準備不足のまま不安定な作業を実施し、安全確認を怠ったこと。 ・構造物周辺の礫石除去も機械施工できると判断し、そのまま行ったこと。
24	R5. 07. 20 (木)	11:05	トンネル工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	法面階段の階段枠の角度調整中に枠と枠の間に手を挟み左手小指にケガをした。	・作業手順書に、法面階段の組立方法について挟まれ対策が詳しく記載されていない。
25	R5. 07. 24 (月)	10:30	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	水位観測所まわりの除草を行っていたところ、水位計のケーブルを切断した。	・予定外作業の実施にかかるKY活動の実施について、周知徹底が不十分だったこと。 ・作業前の現場チェック(危険箇所、注意箇所の確認)を怠ったこと。
26	R5. 07. 24 (月)	11:45	道路附属物工事	労働災害	その他	— (物損公衆以外)	車道外側線施工で移動規制による交通誘導中、段取り替えのために一旦路肩待避した際、体調不良を訴え作業車のゲートに座り込んだ。その後、作業車内に乗り込もうとしたところ、意識を失い倒れた。	・工事従事者の基礎疾患・生活習慣病等の把握をしないまま、暑さ指数値が高い気象条件下で被災者を交通誘導作業に従事させたこと。 ・安全巡視において、熱中症リスクをふまえた点検がされていなかったこと。 ・熱中症対策において、WBGT値に基づく作業時間の管理、また十分な休憩時間の確保がされていなかったこと。
27	R5. 07. 25 (火)	14:07	河川工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	残土運搬作業において、ダンプトラックのあおりが完全に閉じなかったため、あおりロックを解除し、荷台を少しあげ停止、降車した運転手が自ら土砂等が引っ掛かっているか手であおりをさすっていた所、あおりが突然下がってきて指を挟み切断した。	・作業手順書、KYKにアオリの不具合等の記述もなく、安全意識が希薄となったこと。新規入場2日目に対して、安全管理、危険予知に関する意識を高める安全教育が不足していたこと。 ・ダンプトラックに常備された道具(スコップやケレン棒)も使用せず、準備不足のまま不安定な作業を実施したこと。
28	R5. 07. 26 (水)	16:15	河川・道路構造物工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	供用前の歩道部をフォークリフトで走行中に、歩道部に埋設されている情報BOXのプルボックスの蓋4枚を变形させた。	・現場の判断で供用前の歩道内をフォークリフトで走行させてしまったこと。 ・作業従事者が供用前の歩道部に情報管路のプルボックスが設置されている事に気付かなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
29	R5. 07. 28 (金)	16:05	河川工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	河道掘削箇所付近において樹木伐採のため、作業員が伐倒方向の確認作業を実施していたところ、土側溝に気づかず足を踏み外し転倒。	・作業手順書、KY活動において、転倒の危険要因と対策が不足していたこと。 ・現場内の段差等の危険箇所、注意喚起などの安全対策が不足していたこと。
30	R5. 08. 02 (水)	08:25	河川維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	掘削土砂仮置場から運搬中、当該交差点で信号待ちをしていたダンプトラックが、信号が青に変わったため発進したが前方の車両が停止中であったため追突したものの。	・安全教育を実施していたが、各運転手の理解度までは確認していなかったこと。
31	R5. 08. 04 (金)	0:00	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検車による橋梁点検中、展開したブームを道路付属施設(風速計)に接触し、変形させた。	・予定外作業により、ブームを収納して支障物を通過すべきところ、展開したまま車両を移動させたこと。 ・点検車の移動・ブーム展開時の監視・注意が不十分であったこと。
32	R5. 08. 07 (月)	09:20	ダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	連絡車を前進しようとしたところ輪留めがあることに気づき、輪留めを外すためバックに入れたままで降車した。その輪留めを外したところ、連絡車が後方に動き出したので、被災者が手で押さえて止めようとしたが、連絡車と共に法面を1.0m程滑落し挟まれ被災した。	・路肩・法面付近で駐車する場合の逸走防止対策は、トラロープによる路肩明示と輪止めの徹底だけで、逸走防止対策がされていなかったこと。 ・乗車する前に、車両周辺確認と輪止めのことを失念し、輪止めに気づかず車を発進(前進)させたこと。 ・運転席を離れる場合に、ギアをPに入れたつもりがRに入ったままであり、サイドブレーキをかけず、エンジンも切らずに運転席から降車してしまったこと。
33	R5. 08. 08 (火)	09:30	道路改良工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	U型側溝の端数調整のためエンジンカッターで切断作業中に、エンジンカッターのキックバックにより被災した。	・作業手順書にキックバックの記載はあるが、具体的な記述がなかったこと。 ・当日の危険予知活動記録簿にエンジンカッターを用いた切断加工に関する記述がなかったこと。 ・エンジンカッターのキックバックゾーンで切断してしまったこと。 ・2工程で切断するところを1工程で切断しようとしたこと。
34	R5. 07. 31 (月)	20:00	トンネル工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	7/31(月)に現場事務所敷地内において交通規制材を運搬用トラックに積み込みを行っていたところ、後方へよろけて転倒した。その後、そのまま夜間作業を続行し、作業終了後病院で診察したが異常なしと診断され、そのまま数日過ごすも痛みが徐々に増していき、8/8(火)に同じ病院で診察した結果、胸椎圧迫骨折が判明した。	・積み込みを警備会社に任せきりにし明確な指示を出していなかったこと。 ・警備会社への安全教育を行っていなかったこと。 ・薄暗い中で作業をさせたこと。
35	R5. 08. 17 (木)	10:45	その他	物損公衆	機械・工具等取扱	道路施設損傷	防災工事箇所の準備工として立木伐採中に、伐採した木が予定外の方向に倒れ、速度規制標識(公安委員会にて設置したもの)に当たり変形したものの。	・作業計画書や作業手順書に機械が届かなかった場合の対応方法について記載がなかったこと。 ・現場作業での伐採に関する認識不足や安全管理、危険予知についても意識を高める安全教育が不足していたこと。
36	R5. 08. 19 (土)	04:00	維持修繕工事	労働災害	交通災害	— (物損公衆以外)	支障木枝払作業を夜間実施し作業終了後、事業所へ工事車両で移動中、居眠り運転により歩道上にある電信柱に衝突した。	・居眠り運転が重大事故につながることを作業員へ認識させることが不足していたこと。 ・運転が交代できる体制を組まなかったこと。 ・日勤、夜勤を連続して行う作業員の休息状況を把握していなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
37	R5. 08. 19 (土)	15:35	道路改良工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	橋梁上部工工事で使用するトレーラー転回スペース造成のため、バックホウ作業中に誤って架空線(インターネット通信線)に接触・切断。	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ運転手が作業手順書に反してアームを上げたままバックホウを移動させたこと。 架空線に対する注意喚起の表示や保護等の対策を講じていなかったこと。 誘導員や合図者を適切に配置せず、同一の者に兼務させたこと。
38	R5. 08. 21 (月)	08:50	道路維持工事	労働災害	交通災害	— (物損公衆以外)	現場への移動中に国道から取付け道路へ曲がろうとした際、運転操作を誤り路肩から法面側へ脱輪した。その際に、左足に怪我をした。	<ul style="list-style-type: none"> 工事従事者に車両運転時における交通安全及び指定場所へ駐車させること等の教育が不足していたこと。
39	R5. 09. 01 (金)	10:50	舗装工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	現場内で工事車両(パワーゲート)のゲート部分に作業員が乗り、荷台に載せたコンクリートの殻が落ちないように押さえながら走行途中、運転手が前方の現場代理人兼監理技術者に呼ばれたと思い急加速したため、荷台後部から転落し、後頭部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> 安衛法第20条(安衛則第151条の第73第1項2号)違反
40	R5. 09. 06 (水)	10:05	その他	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	法覆護岸工の坂路撤去作業において、バックホウで掘削作業の際、水位観測所の水位観測用埋設ケーブルを切断した。	<ul style="list-style-type: none"> KY打合せにおける内容が、注意事項のみで有効ではなかったこと。 チェックリストを用いた確認を行っていなかったこと。 埋設ケーブルの場所を確認しないまま試掘を怠り、掘削作業を行ったこと。 バックホウにより埋設管と直角方向に掘削してしまい、横断方向にすきとる掘削を行っていなかったこと。
41	R5. 09. 07 (木)	15:50	道路改良工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	法面の丁張りを延長するため測量杭を打設していた。測量杭を打設しようと両手でハンマーを持ち振りかぶった際に体勢を崩し、誤って左手人差し指を挟んだ。	<ul style="list-style-type: none"> 大ハンマーの特性や危険性について認識不足であった。 足場の悪い法面上で杭打ち作業を行わせたこと。 現場に大ハンマーしかなかったため、重量が約3.9kgと重く、打撃面が小さい大ハンマーを使用したこと。 現場に長さ90cmの木杭しかなかったため、杭が長く打ちにくいにも関わらず、その杭を使用したこと。
42	R5. 09. 12 (火)	12:40	道路維持工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	トンネル壁面をトンネル清掃車にてブラシ(L1200*φ800)を回転させ清掃していた際に、火災検知器信号管(壁付け～端子板間)が巻き込まれ破断した。	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育について、安全管理のマンネリ化から作業員の認識に甘さが生じたこと。 作業手順書、作業前打合せ時に障害物回避に関する具体的記載がなかったこと。
43	R5. 09. 12 (火)	13:30	河川工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	河道を掘削した土砂を現場から土砂搬出箇所にダンプトラック(10t)で運搬中に、対向してきた大型トラックとすれ違うため路肩に寄って譲ろうとした際に、市管理のカーブミラーにダンプトラック側面のハンゴが接触し破損させた。	<ul style="list-style-type: none"> 大型車同士がすれ違う際のルールを決めていなかったこと。 ハザードマップに接触する危険性のある標識やカーブミラー等に関する内容がなかったこと。
44	R5. 09. 13 (水)	09:05	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	一人が肩掛け式除草機を使用し、もう一人が飛散防止養生ネットを持って歩道の除草をしていたが、飛び石が有りネットの脇から走行中の車の窓に当たって助手席側後ろのドアの窓ガラスが破損した。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書に、飛び石に対する具体的な方法が記載されていなかったこと。 飛散防止ネット担当者が先行して前方に移動してしまったため、ズレが生じて、ネット後方の横から飛散してしまったこと。
45	R5. 09. 19 (火)	12:40	河川工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	作業ヤードから施工区へDTで盛土材を搬入後、ヤード入口手前の道路を走行中に当該車両の開いた自動シートがNTT支柱に接触し、支柱が傾倒しそのはずみで通信線が切断した。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書に、ダンプトラックの自動シートに係る事故への想定がされていなかったこと。 車両が停止する前に自動シート開閉を行ったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
46	R5. 09. 19 (火)	10:00	河川維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	堤防除草作業中、肩掛け式除草機械で誤って光ケーブル(国交省所有物)を切断。	・除草作業前に、目視による確認を行わなかったこと。 ・除草作業により損傷の恐れのある間近まで、肩掛け式除草機械により作業を行ったこと。
47	R5. 09. 21 (木)	16:20	道路改良工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	排水構造物施工部の測量準備(丁張掛け)を行っていた加害者が掛矢を振り下ろした際、槌の部分が柄から抜け、測量手元をしていた被災者の右腕に当たった。	・丁張作業であるため必要ないと判断し、作業手順書が作成されておらず、作業前のKY活動等で明確な指示がされていないこと。 ・経年劣化による柄のすり減りのために掛矢の槌が抜けたこと。 ・通常は長さ90cmの杭を使用するところ、現場に在庫があったために120cmの杭を使用したこと。
48	R5. 09. 21 (木)	17:05	道路改良工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	歩道部の仮施設(敷鉄板)を0.4m3BHで撤去中、旋回の際にNCV回線(ネット回線)の支持線を切断した。	・誘導員は配置していたが、オペとの意思疎通不足があり、誘導員は一般車両の方に注意が向いていたこと。 ・作業手順書や重機作業計画書に詳細な架空位置を記載していなかったこと。 ・架空線等上空施設の事故防止対策要領による事故防止(チェックリストでの現場確認等)をしていなかったこと。
49	R5. 09. 22 (金)	10:20	道路維持工事	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	人力にて側溝内部の堆積土砂を撤去し、集めた土砂をバックホウ0.14m3級のバケツに入れてダンプトラックに積込む作業で、バックホウ0.14m3級を所定の位置に移動させようとした際、キャタピラが側溝に脱輪してしまい、回避しようと試みたが余計に倒れてしまった。	・バックホウ作業が初めての場所で十分な計画検討がなされていなかったこと。
50	R5. 09. 25 (月)	13:10	河川維持工事	物損公衆	建設機械	一般車両損傷	掘削土砂を積み込んだ大型ダンプトラック(10t積)が、受入地へ運搬中、町道を北進していたところ、前方を走行していた農耕トラクタを追い越しようとした際に左折する農耕トラクタと接触し、事故が発生。	・ダンプトラック運転手に対し、作業手順書等で一般車への配慮等の周知はしていたものの、安全管理、危険予知の意識を高める安全教育が不足していたこと。
51	R5. 09. 28 (木)	11:40	河川・道路構造物工事	労働災害	機械・工具等取扱	その他	埋設されている水道管を撤去するため、水道管の片側をバックホウのフックに掛けたナイロンスリングで水道管の片側を持ち上げて水道管の下に枕木を設置していたところ、ナイロンスリングから水道管が外れ、水道管の下で作業していた作業員1名の頭部に衝突し被災した。	確認中
52	R5. 09. 29 (金)	21:15	トンネル工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	補強プレート仮置き用のアングルに載せたところ、アングルの溶接がはずれ、被災者がアングルに載せようとしたところ、補強プレートとアングルの間に右手人差し指を挟み負傷した。	・補強プレート設置作業の危険なポイントについて、危険予知が不足していたこと。 ・作業に対する細部にわたっての安全指示が不足していたこと。 ・仮置き用アングルの位置は確認していたが、仮置き用アングルが取れたにもかかわらず、補強プレートをつけようとしたこと。
53	R5. 10. 04 (水)	15:15	道路維持工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	道路巡回中に後方車両に注意を払っていたところ車線を逸脱し、中分ワイヤーロープに接触したものの。	・安全運転走行に関する作業手順と危険予知が不十分であったこと。
54	R5. 10. 05 (木)	02:00	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	追越車線を規制して、区画線施工完了後、走行車線に規制を切り替え、一般車が追い越し車線通行中、追越車線に残置してあった資材(水切り用スポンジローラ)に接触した。	・作業手順書で、職員による資材・車両残置の有無の確認方法について、具体の記載が不十分であったこと。 ・機材の残置確認が十分でなく、スポンジローラを現場に残置したこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
55	R5. 10. 09 (月)	14:45	ダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	堤外仮排水トンネル吐口部にてシルトフェンス移設作業中、玉外しを行った際にクレーンフックが振れて、添えていた右手小指先端が河道の転石と接触した。	・想定外の事態が発生したため、シルトフェンス送り出し側作業員のみで作業方法を変更してしまったこと。 ・シルトフェンスを吊り下ろした際に、川の流れの影響で吊りワイヤーが斜めになった状態で玉外しをしたこと。
56	R5. 10. 17 (火)	12:20	道路改良工事	物損公衆	飛来・落下	一般車両損傷	橋梁部の埋設ジョイント施工において、5 t ユニク車の荷台上に据えていた融解釜の釜口に養生していたコンパネ(1m×1m程度)が風の影響で飛ばされ、通行していた車両に接触したものの。	・KYKで気象に関する連絡・注意ができておらず、新規入場者への教育等も不足していたこと。 ・合板が飛ばされるという危険性を軽視し、飛散防止対策を講じなかったこと。
57	R5. 10. 19 (木)	09:20	河川工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	肩掛け型草刈り機により除草作業中、事務所で管理している排水樋門上流CCTVのケーブル及び保護管を損傷した。	・現場代理人による作業完了状況の確認不足、新規入場者等、作業員への危険予知不足があったこと。
58	R5. 10. 26 (木)	14:42	道路改良工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	現場内でバックホウを移動中、上空の光ケーブル(ぶらら光)引き込み線をアームで引っかけて切断した。	・作業手順書に詳細な手順の記載や架空線の目印等が無く、保護措置、情報共有について内容が不足していたこと。 ・架空線の下での移動時に合図を行っていなかったこと。
59	R5. 10. 28 (土)	16:17	建築工事	物損公衆	その他	公共物損傷	スプリンクラー配管の撤去中、スプリンクラーポンプが運転したため水が噴き出し漏水した。漏水した水はB1階床のクラック等をつたってB2階の電気室等へ流入した。	・吐出弁を開けてはならない等、関係者への周知等が行われていなかったこと。 ・停電作業時の計画が十分検討されていなかったこと。 ・元請けによる最終点検が複数人で確認されていなかったこと。
60	R5. 11. 02 (木)	15:05	道路改良工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	散水車が現場内を走行中、正面からトラックがきたため脇へ停車。再度発進する際、車両後部のバンパーに警戒標識が引っかかりを柱を曲げた。	・現場内の車両移動等に関する作業手順、危険予知がされていなかったこと。 ・近接する道路施設等の防護、待避場所の指定及び誘導員の配置等がされていなかったこと。
61	R5. 11. 04 (土)	09:20	道路改良工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	路側防護柵基礎ブロックを0.45m3アームクレーン式バックホウで据付作業時に基礎ブロックと高さ調整材の間に右手中指と薬指を挟んで被災した。	・作業手順書の内容で、指を挟むことを防止する対策となる詳細な内容が不足していたこと。
62	R5. 11. 07 (火)	10:00	建築工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	トイレの既存設備機器を撤去作業中、火災感知器の配線を影響がない部分と思い切断してしまい、警報が鳴った。	・元請けから下請け作業員に対して現場状況等の周知が十分に行われていなかったこと。 ・工事範囲外の配線を電気担当者(元請)などに段取りの相談しないまま予定外に撤去したこと。
63	R5. 11. 09 (木)	14:00	砂防・地すべり等工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	翌日の積みブロック配置準備のため、2段目のブロックの仮置きを逆向きに転置した後、ブロックのバランスが崩れ転倒し、付近にいた作業指揮者の左足ふくらはぎに接触し負傷した。	・『吊り込み作業前のブロックの置き方』について、作業計画書の記載及び元請けとしての指導等が不足していたこと。 ・仮置きしている2段目ブロックを回転させブロックの積み重ねたこと。
64	R5. 11. 13 (月)	10:30	道路改良工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	切廻し道路において土側溝掘削作業中に、道路を横断する架空線(NTTガイド線)に誤ってバックホウ(0.45m3級)のブームが触れてしまった。NTTガイド線はバックホウに押され損傷した。	・元請作成の施工計画書において、架空線直下及び周囲での使用重機が明確になっておらず、架空線に対する注意喚起を怠っていたこと。 ・架空線監視員として作業員を配置していたが、予定にない別の土側溝工事の敷均し作業を行ってしまい、監視がおろそかになったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
65	R5. 11. 18 (土)	10:45	河川工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	土砂搬入路において、バックホウにて道路補修を実施していたところ誤って道路上の横断電話線を切断。	・KY活動及び作業手順において、架空線の対策がなされていなかったこと。 ・ダンプトラックの通過に気を取られ、監視員の役割が機能しなかったこと。
66	R5. 11. 27 (月)	10:45	道路維持工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	土砂の仮置き場にて、土砂の敷均し及び法面整形作業をバックホウ(0.45m ³ 級)で行っていたところ、NTTの光ケーブル(架空線)を切断。	・現場代理人による保安施設の設置、見張員の配置、KY活動での注意喚起といった現状の安全管理で充分と判断したこと。 ・見張員の合図方法について手旗とホイッスルのみであり、停止合図をだしたが瞬時に伝わらなかったこと。
67	R5. 11. 28 (火)	10:48	河川工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	伐採木運搬のトラックがIC下り線のランプから本線へ合流する左カーブを走行中、右側に車体が揺れたのでハンドルを左に切ったらランプ合流付近で車両が転倒した。	・運搬経路図各路線の制限速度や危険箇所が記載されておらず、新規入場者教育時に運搬経路の危険箇所を周知していなかったこと。
68	R5. 11. 29 (水)	11:30	河川工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	土砂混合ヤードから右折して県道に出た土砂運搬ダンプが、走行中の一般車両と衝突した。	・ダンプトラックの運転手が誘導員の合図を過信し、目視確認が不十分であったこと。 ・交通誘導警備員に対する具体的な誘導方法の指示不足によりダンプトラック運転手へ、一般車の接近に対し確認しにくい位置に立って誘導していたこと。
69	R5. 11. 29 (水)	13:50	道路改良工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	他工事のトンネル工事にて発生した土砂を10tダンプにて運搬作業中、10tダンプの荷台のあおりシートが開いた状態で走行していたため、対向してきた給食配送トラック(2t)と接触し、給食配送トラックの荷台側面が損傷したものの。	・ダンプ運転手に渡す運行プレートの注意事項に、あおりシートの確認事項(収納位置等)について記載していなかったこと。 ・あおりシートの収納状態を確認せずダンプを発進させたこと。
70	R5. 11. 29 (水)	16:00	砂防・地すべり等工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	高所作業車を搬出用トラックに積載する際、高所作業車のキャタピラが運搬用トラックへの積込みの車路として使用していた道板から横滑りして落下し、その弾みで高所作業車を操作していた作業員が外に投げ出され地面に落下した。	・労働安全衛生法第29条第1項違反
71	R5. 12. 04 (月)	10:45	維持修繕工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	橋梁のP1～P2径間の足場組立後、塗装用のシート張り養生の作業中、作業員が中段足場の開口部から後ろ向きに主体足場に落下し、さらに主体足場の開口部から地面に落下した。	・労働安全衛生法第29条第1項違反 ・労働安全衛生法第30条第1項違反 ・労働安全衛生法第31条違反
72	R5. 12. 05 (火)	12:10	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	宅地に隣接する箇所の集水枥を設置するため掘削作業中、住居へ配水する水道管を切断した。	・作業手順書、KY活動等において、地下埋設物等の対策が不足していたこと。 ・地下埋設物の事故防止対策要領によるチェック等をしていなかったこと。
73	R5. 12. 08 (金)	14:10	河川・道路構造物工事	労働災害	飛来・落下	— (物損公衆以外)	資材(H鋼200 L=1.5m)を荷下ろし作業中に番線で結束しようとして鋼材に手をかけたところ鋼材1本が被災者の右足に落下し、右足を負傷した。その後、その衝撃で転倒した際に近くに積んであった鉄筋の束に左足を打ちつけ、左足を負傷した。	・作業手順書(資材積込・運搬・荷下ろし)の中に結束されない資材の対処方法が欠けていたこと。 ・資材が結束されていないまま現場に運搬され、結束されないまま荷下ろしが行われ荷ズレが生じたこと。 ・降ろした資材の間隔が狭く、作業スペースが確保されず、逃げ場がなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
74	R5. 12. 13 (水)	09:25	トンネル工事	物損公衆	取扱運搬	一般車両損傷	片側交互規制を9:00より開始し、資材片付けを行っていたところ、角材(90*90*4000)を作業員が誤って落とし、通行中の一般車両に接触させた。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書では、片付け時の具体的な作業内容の記載はなかったこと。 現地の状況や安全に関する認識不足や危険予知についても意識を高める安全教育が不足していたこと。 降雪により視界不良や積雪による足元の段差が分かりづらく、作業通路の除雪、融雪が不十分であったこと。
75	R5. 12. 22 (金)	04:50	道路維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	除雪トラックで車道除雪中にワイヤロープ式防護柵と接触し、支柱4本を損傷させた。	<ul style="list-style-type: none"> オンランプ合流車両に気を取られハンドル操作を誤ったこと。 運転手と助手の連携不足の他、運転手の運転技術が十分に習熟していなかったこと。
76	R5. 12. 22 (金)	09:30	道路維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	高所作業車を用いての高木剪定作業終了後、高所作業車のバケットを格納時にアームを警戒標識の上部に接触させ、標識板及び支柱が損傷した。	<ul style="list-style-type: none"> KY・安全教育に作業範囲や危険箇所の項目がなく、警戒標識に接触する危険性を考えず、作業を行ったこと。 監視員を配置していなかったこと。
77	R5. 12. 22 (金)	13:45	ダム工事	労働災害	挟まれ	(物損公衆以外)	足場解体作業のため、クレストゲート背面に備え付けの昇降用タラップで降りる際に、可動タラップが落下したため左足を固定タラップと可動タラップに挟まれ、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> 昇降用タラップの使用方法や固定方法について熟知しておらず、曖昧なまま使用していたこと。 昇降用タラップの固定状況について始業前点検を行っておらず、作業員が確認するルールや固定位置の目印等がなかったこと。
78	R5. 12. 25 (月)	09:10	橋梁保全工事	物損公衆	建設機械	一般車両損傷	10tダンプトラックによりコンクリート殻搬出作業中、県道より管理用通路へ進入しようとした際に、前方から県道へ出る別のダンプトラックが来たため、県道上でバックした。その際、停車中の後続車両に接触した。	<ul style="list-style-type: none"> 元請会社としての危険予知や安全指示が不足し、運行経路図(ハザードマップ)に、出入りの際の危険性や規則の記載がなかったこと。
79	R6. 01. 12 (金)	16:10	道路維持工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	除雪作業を終え、除雪ステーションへ帰所する除雪トラックが交差点の中央分離帯に車体中央のブレードの端部を引っかけて、中央分離帯の縁石先端を損傷させた。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書に除雪トラックの回送の記載が無かったこと。
80	R6. 01. 12 (金)	17:23	道路維持工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	散水車タンクの上に乗るホースで給水中、水圧でバランスを崩してタンクから落下し、左手首を骨折した。	確認中
81	R6. 01. 16 (火)	00:57	電線共同溝工事	死傷公衆	交通災害	(物損公衆以外)	市道を碎石を積込んだ4tダンプトラックが運搬走行中、4tダンプトラックの一時不停止により交差点で走行していた一般車両と衝突した。	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全ルールの管理・指導不足
82	R6. 01. 29 (月)	08:43	道路附属物工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	バックホウ0.7m3にて、借地箇所の土砂積込作業を行っていたところ、上空の架空電力線に気付かず、バックホウアームが接触して、架空電力線4本中のうち1本を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂積込み箇所の架空線の事前確認把握しておらず、架空線の防護、注意喚起等の保安対策がなかったこと。 作業手順書、KY活動等において、架空線等の対策が不足しており、合図者の配置もなかったこと。
83	R6. 01. 30 (火)	08:00	舗装工事	労働災害	転倒	(物損公衆以外)	被災者が、現場事務所の階段を下りた際に、足を踏み外し滑り落ちた。	<ul style="list-style-type: none"> 階段凍結の可能性を注意喚起していなかったこと。
84	R6. 01. 31 (水)	12:15	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	架空線切断	地上からアームの長いチェーンソーで支障木の枝払い作業を行っていたところ、NTT専用回線を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> 作業箇所の事前確認結果を共有しておらず、架空線の支障木干渉箇所を事前に施設管理者との立会を行わなかったこと。 架空線と近接する作業であったが、通常の作業手順で伐採を行い、伐採作業専任の監視員を配置していなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
85	R6. 02. 05 (月)	10:00	建築工事	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	既存RC壁のコア抜き作業中、躯体に埋設されていた電線を損傷させ、1階から3階・4階間踊場までの照明が消灯し、非常灯が点灯した。	・既存図面や現地調査で埋設配電部を確認していたが、当該箇所の電灯スイッチが新しい人感センサーに切り替わっており、埋設配電箇所を見落とししたこと。
86	R6. 02. 06 (火)	11:30	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	観測所にてレベルによる観測作業で標尺を持って移動中、泥雪に足を滑らせ転倒した。その際に、体をかばうために地面についた左手首を負傷した。	・現場状況の把握不足
87	R6. 02. 08 (木)	11:00	建築工事	物損公衆	機械・工具等取扱	公共物損傷	梁補強用のアンカーを上部スラブに打ち込む作業中、スラブに埋設されていたコンセント用電気配線を損傷させた。	・埋設配線の損傷を防ぐため、既存図面の調査やレーダー探査機による調査を行ってから作業を行っていたが、探知が難しい場所であり配線を損傷させたこと。
88	R6. 02. 15 (木)	14:50	P C橋工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	桁架設時に桁に設置した吊金具が地覆の鉄筋と干渉することから吊金具の切断作業を行った際、使用していたベビーサンダーが弾かれ、左手に接触し負傷した。	・切断予定が無かったため、具体的な作業指示書がなく、施工方法の変更があった際の元請による具体的な対処法の設定や周知がなされていなかったこと。 ・鉄筋の干渉は、曲げハッカーで曲げて解消すれば良かったが、相談せずその場の判断で施工が困難な橋面側から施工を行ってしまったこと。
89	R6. 02. 27 (火)	10:10	その他	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	フトンカゴに中詰め材を設置作業中、5段目から4段目に降りようとしたところ、左足がふとんかごの網に引っ掛かって転倒し、4段目から一番下まで約2.0m転落した。	・格段数の平場が65cmあり横移動には十分な幅があったが縦移動のための仮設階段等がなく、親綱等の手で掴まる設備がなかったこと。 ・不足材を供給するBHはロングアーム仕様で作業を行っていたが、当日はシールコン打設で使用していたため標準アームで行い被災者が縦移動する必要があったこと。
90	R6. 03. 05 (火)	15:00	ダム工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	ロータリー除雪機にて除雪作業中、道路脇に設置してある県管理ガードロープの支柱に接触して破損させた。	・作業手順書の除雪範囲に今回の箇所が含まれておらず作業員への周知が不十分だったこと。
91	R6. 03. 15 (金)	08:00	河川工事	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	河川右岸の官地にダンプトラック10tにて土砂運搬を実施していたところ、運搬経路として利用していた堤防天端から高水敷に誤って転落した。	・運搬作業の作業手順や危険予知、安全教育等を元請がしておらず、河川堤防工事用道路の路肩に注意喚起等の安全対策がされていなかったこと。
92	R6. 03. 18 (月)	08:55	橋梁保全工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	仮架橋組立作業で架台と主桁を固定するためにアルミ式作業台に乗り主桁に近づいたところ、風により主桁が振れ、架台と主桁に手をはさみ被災した。	確認中
93	R6. 03. 16 (土)	15:00	電気通信工事	物損公衆	その他	その他	現場事務所敷地内に設置していた仮囲いが強風により隣地アパートへ倒れ掛かり、アパートの設備である雨どいに接触し破損。	確認中